

女川地域原子力防災協議会及び作業部会の体制について

1. 概要

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置された。

女川地域では全市町の避難計画が取りまとめられる状況であり、女川地域原子力防災協議会作業部会において、避難計画の充実化に向けた検討を推進する。

2. 女川地域原子力防災協議会

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に記載された下記の構成員を基本として、別途、女川地域原子力防災協議会の構成員を設定する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあるものとする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

3. 女川地域原子力防災協議会作業部会

「地域原子力防災協議会の設置について」では、地域原子力防災協議会の構成員を補佐するため、作業部会を置くこととし、その基本構成は、地域毎の課題や事情に応じて柔軟に設定することとされている。

女川地域原子力防災協議会作業部会については、国、県等の構成員を中心に、検討事項に応じた体制で進めることとする。

女川地域原子力防災協議会作業部会の主な構成

構成員	宮城県環境生活部原子力安全対策課 総務部危機対策課 保健福祉部保健福祉総務課 宮城県警察本部警備課 交通規制課 石巻地区広域行政事務組合消防本部 海上保安庁第二管区海上保安部警備救難部環境防災課 宮城海上保安部警備救難課 陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課運用班 第6師団司令部第3防衛班 女川原子力規制事務所 経済産業省資源エネルギー庁原子力発電立地対策・広報室 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
オブザーバー	女川町企画課 石巻市総務部危機対策課 登米市総務部防災課 東松島市総務部防災課 涌谷町総務課防災交通室 美里町防災管財課 南三陸町危機管理課 東北電力株式会社

地域防災計画充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)付

地域防災計画充実に向けた国の取組方針

資料2

地域防災計画の充実に向けた今後の対応（案）

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

（平成25年9月3日 原子力防災会議決定）

- 原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認

地域原子力防災協議会の設置

- オフサイトの原子力防災対策に関する国と地方公共団体との連携強化については、各地域について、**緊急時対応の具体化・充実化**に加え、**防災訓練やそれに基づく改善**などによる**PDCAサイクルを導入**することでその活動を強化するとともに、その**名称を「地域原子力防災協議会」と改め**、これらを防災基本計画に明確に位置付け（平成27年3月31日）

<変更前>

ワーキングチーム

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討

ワーキングチーム特別会合

- 自治体副知事及び各省庁指定職級が出席ワーキングチームで詰めた内容について参加者で確認
- ※ 26年9月に川内地域WTで開催

<活動内容>

- ◆ 関係省庁が関係自治体と一体となって、避難計画、地域防災計画の充実・強化を進めるため、原子力発電所が所在する13地域ごとに設置。
- ◆ 具体化、充実化が全体として図られた地域の緊急時対応については、原子力災害対策指針などに照らして「具体的に合理的なものであることを、詳細に確認」
- ◆ 確認内容について、内閣府は、原子力防災会議に報告し、了承を求める。

<変更後>

地域原子力防災協議会

- 各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議

作業部会

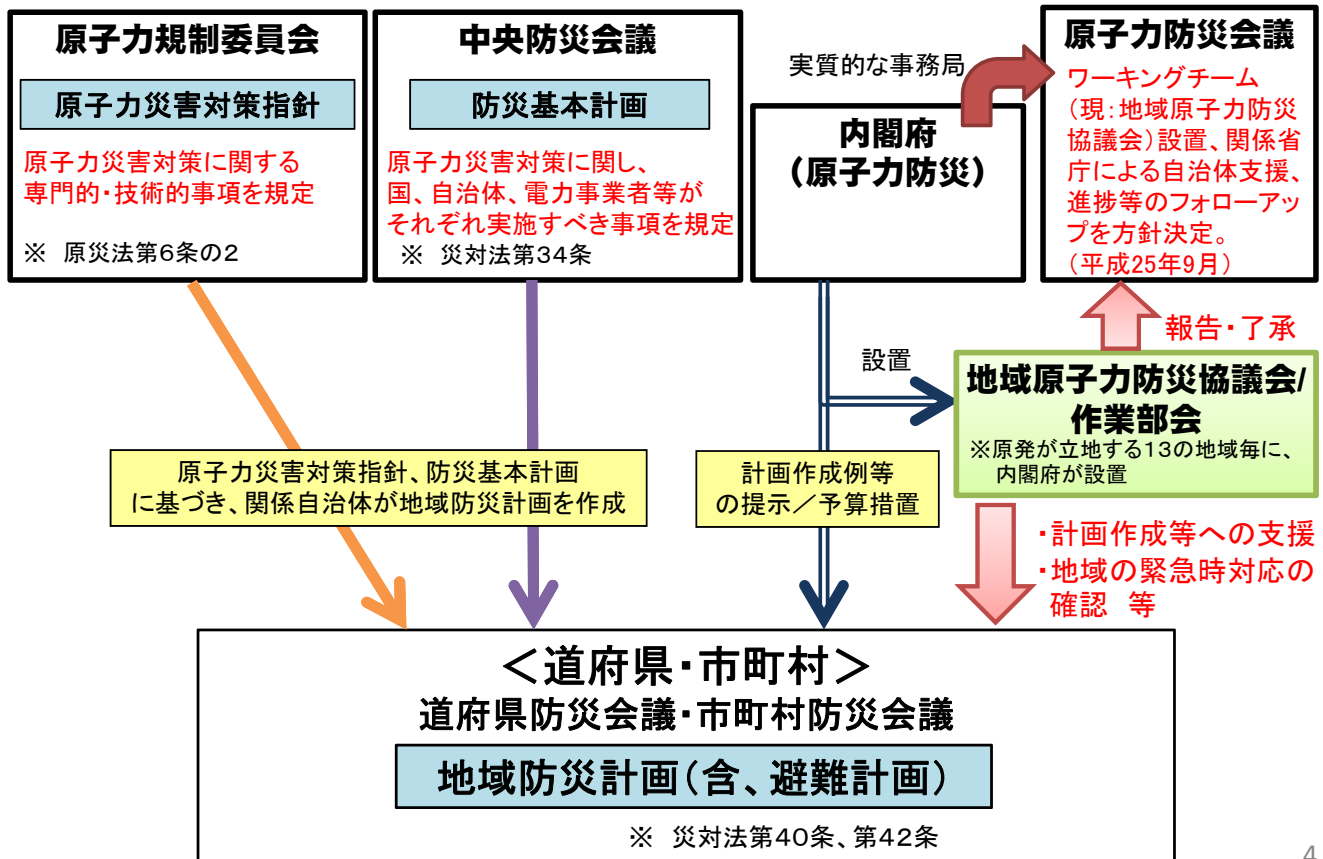
※従来のワーキングチームに相当

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討
- 協議会の構成員を補佐

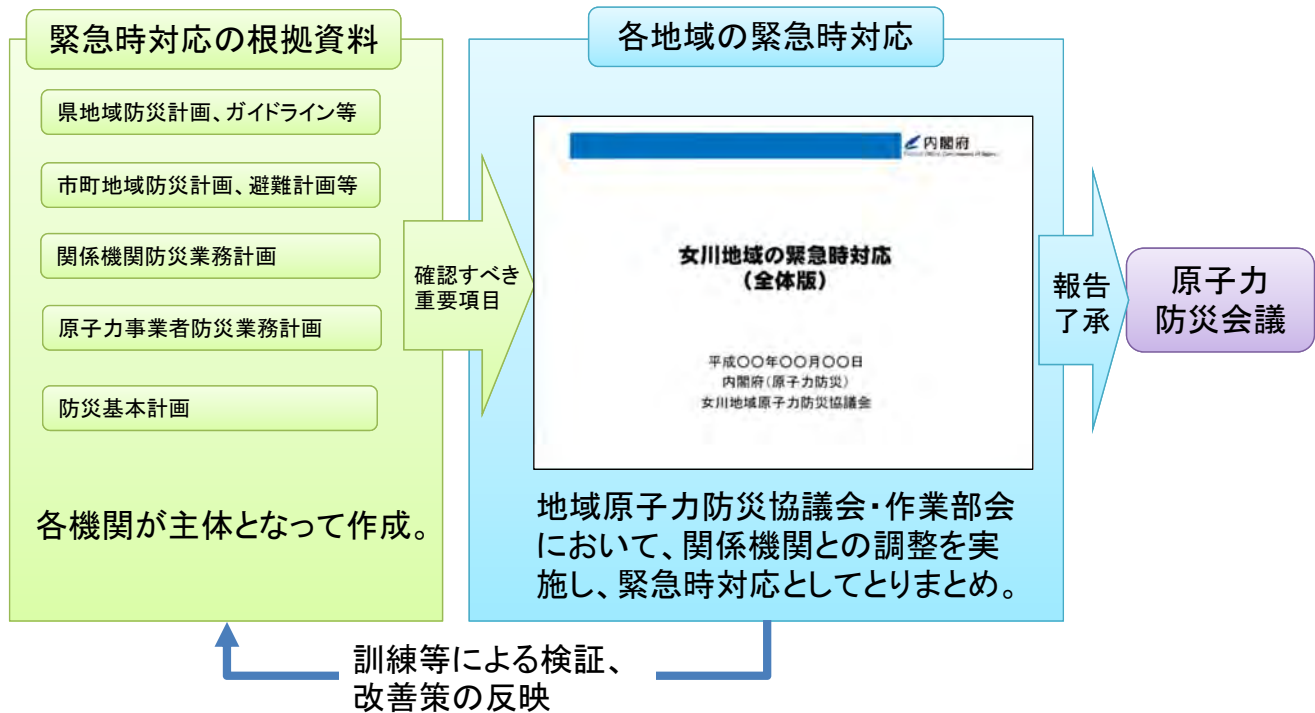
<変更内容>

- ◆ これまでの地域防災計画の策定支援等に加え、
 - ①防災訓練の実施
 - ②訓練結果からの反省点の抽出
 - ③更なる計画等の改善、
 を協議会の活動として追加。**各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を実現する改善のサイクルを導入。**
- ◆ 協議会本体を開催した場合には、議事要旨を公表。

地域防災計画・避難計画の作成支援(体制)

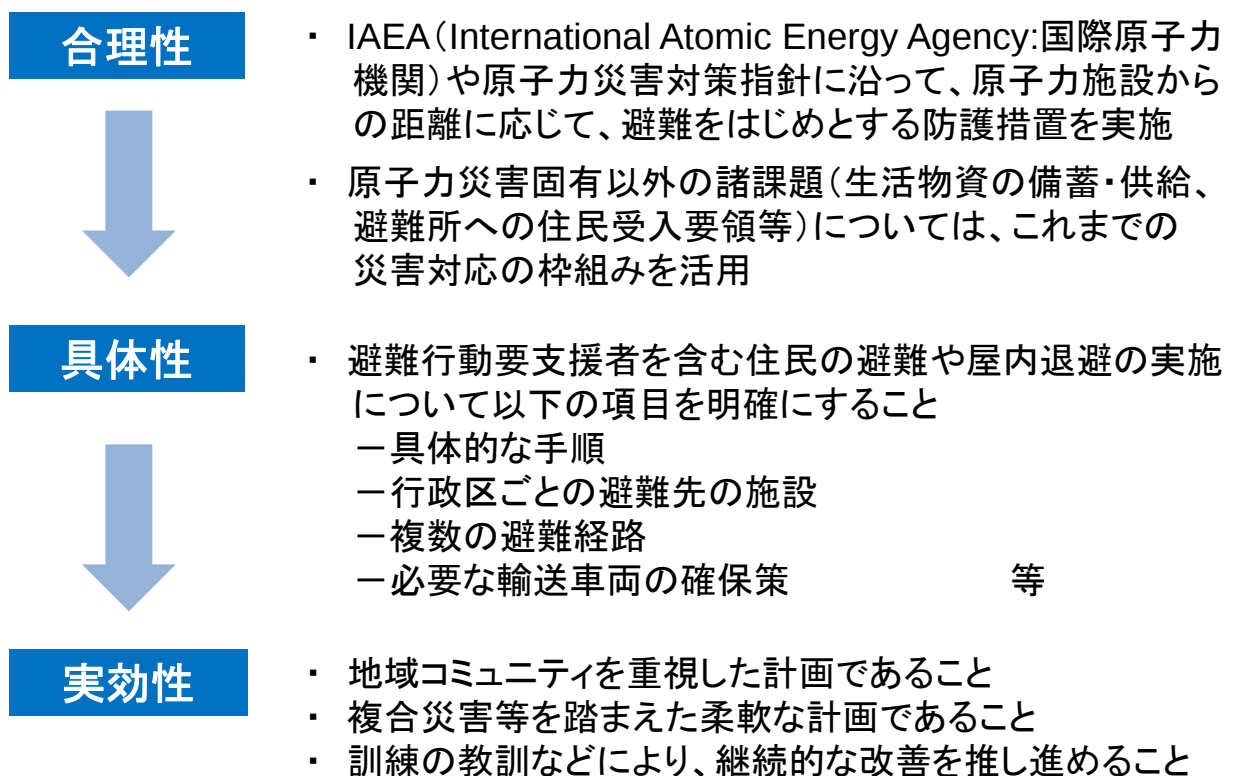


- 各地域で策定されている地域防災計画及び避難計画等のうち、特に発災時からUPZの一時移転の段階の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認するための資料(内閣府が地域原子力防災協議会においてとりまとめ)。



5

「緊急時対応」が目指したこと



6

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
A. 地域の概要	原子力災害重点区域の概要	-
	原子力災害重点区域周辺の人口	-
	PAZ圏の昼間流入人口（就労者等）の状況	-
B. 緊急事態対応体制	国、道府県及び関係市町村の対応体制	・国、関係道府県、道府県、関係市町村の対応体制が定められていること。
	国の職員・資機材等の緊急搬送	・国の職員・資機材等の緊急搬送の考え方が整理されていること。
	オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策	・オフサイトセンター及び代替オフサイトセンターの場所が具体的に定められており、これらの施設の電源対策として概ね1週間稼働するための整備が行われていること。 ・オフサイトセンターに放射線防護対策工事が施されていること。
	連絡体制の確保	・通信体制を確保するため、一般回線のほか、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が複数整備されていること。
	住民への情報伝達体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための現地における情報伝達手段が複数整備されていること。
	国の広報体制	・住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うための国、関係道府県等の情報伝達手段が複数整備されていること。
	国、県、関係市町村による住民窓口の設置	・住民のさまざまなニーズに対応した問い合わせ窓口が設置されていること。 ・住民からの問い合わせ支援体制が示されていること。

7

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
C. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	市町村における初動対応	・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、具体的な職員配置計画が示されていること。 ・PAZ圏内の予防的防護措置に備え、必要となるバス等の配車計画が示されていること。
	住民への情報伝達体制	・PAZ圏内の予防的防護措置に備えた住民への情報伝達の手段が具体的に示されていること。 ・現地に配置された職員と市町村本部の連絡体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態要避難者への対応策	・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じて、施設敷地緊急事態における具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	放射線防護対策施設の運用方法	・避難を行うことにより健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設へ収容するための運用方法が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	・「施設敷地緊急事態要避難者への対応策」を踏まえ、施設敷地緊急事態要避難者の状況に応じた車両（バス、福祉車両（ストレッチャー対応、車いす対応）等）の見積が示されていること。 ・医療機関、社会福祉施設、学校、保育所については、避難行動要支援者の支援者として、施設の職員等が避難車両に同乗することが想定されていること。
	輸送能力の確保	・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。

8

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
D. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	PAZ圏内の住民の対応	・全面緊急事態におけるPAZ圏内の住民等の避難方法・避難先・避難経路等について、即時避難が可能となる具体的な計画が策定されていること。 ・住民の避難経路は複数設定されていること。 ・自家用車で避難できない住民等の避難に必要な輸送能力が確保されていること。 ・放射線防護対策施設の使用方法が定められていること。
	PAZ圏内の住民への対応策	・避難対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策	・観光客及び民間企業の従業員の対応策、避難方法、避難手段等が示されていること。
	必要となる輸送能力の見積	・「PAZ圏内の住民への対応策」を踏まえ、自家用車で避難できない住民数をもとに、車両の見積が示されていること。 ・「PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の対応策」を踏まえ、移動手段を持たない人数をもとに、車両の見積が示されていること。
	輸送能力の確保	・「必要となる輸送能力の見積」を踏まえ、現地において必要数の車両が確保できることが示されていること。
	避難を円滑に行うための対応策	・避難を円滑に行うための交通対策や、その他避難を円滑に行うための工夫が示されていること。
	自然災害等により避難先が被災した場合の対応 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	・自然災害等により、予め設定していた避難先施設が使用できない場合の対応策が示されていること。 ・自然災害等により、道路等が通行不能になった場合の対応策（応急復旧策等）が示されていること。

9

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
E. UPZ圏内における対応	一時移転等に備えた関係者の対応	・OILに基づく一時移転等に備えた関係者の対応体制が示されていること。 ・OILに基づく一時移転等に備えた車両確保の準備方法が示されていること。
	避難行動要支援者への対応策	・医療機関、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者及び学校・保育所等の児童等、避難行動要支援者の状況に応じて、具体的な対応策や避難先の確保策が示されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	UPZ圏内の住民への対応策	・対象となる住民の具体的な対応策、避難手段、避難経路、避難先が示されていること。 ・自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の避難経路が設定されていること。 ・避難先の確保策は、地域コミュニティの維持に配慮した内容であること。
	輸送能力の確保	・一時移転等で必要となる輸送能力の確保策が示されていること。
	他の地方公共団体からの応援計画	・原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合の応援計画が示されていること。

10

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
F. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給・支援体制	- 放射線防護資機材の備蓄・供給体制が整備されていること。 - 放射線防護資機材の供給のための一時集積拠点が示されていること。 - 関係団体からの支援体制が示されていること。
	避難等に備えた物資の備蓄・供給体制	- 屋内退避に備えた関係市町の生活物資の備蓄・生活物資の確保策（流通備蓄等）・供給体制等が示されていること。 - PAZ圏内避難時の避難先における生活物資等の備蓄・供給体制が示されていること。
	物資集積拠点・一時集結拠点 国による物資・燃料の供給体制	- 物資供給の迅速性を高めるための物資集積拠点・一時集結拠点が示されていること。 - 国における物資や燃料の供給体制が整備されていること。
G. 緊急時モニタリングの実施体制	緊急時モニタリング体制	国、道府県、事業者等による緊急時モニタリング体制が示されていること。 - 緊急時モニタリングセンターの設置場所が示されていること。 - 緊急時モニタリング地点が示されていること。 - モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト等に必要な電源確保策や通信回線強化策が示されていること。
	緊急時モニタリング実施計画	緊急時モニタリング計画の内容が示されていること。
	一時移転等の実施単位	OILに基づく予防的防護措置を判断するための緊急時モニタリング地点と現状の避難計画で定められている避難の実施単位との紐づけの結果が示されていること。
	緊急時モニタリング動員計画	緊急時モニタリングの動員計画が示されていること。

11

「緊急時対応」の基本確認項目

大項目	小項目	主な確認の視点
H. 原子力災害時の医療体制	安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄状況等	- PAZ圏内における安定ヨウ素剤の事前配布が実施されていることが示されていること。 - UPZ圏内の一時的移転等において、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うための対応策及びこれに備えた備蓄状況が示されていること。
	避難退域時検査・除染の対応	避難退域時検査・除染場所及び基本活動フローが示されていること。
	原子力災害医療体制	原子力災害体制が示されていること。
I. 国の実動組織の支援体制	実動組織の広域支援体制	実動組織による広域支援体制が示されていること。
	施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制	施設敷地緊急事態において、道府県、関係市町、現地実動組織の連絡・調整の体制が示されていること。
	自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応	- 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応策が示されていること。 - 空路、海路による避難に備え、使用可能なヘリポート適地や港湾等が示されていること。
	自然災害等の複合災害で想定される実動組織の活動	-

12

女川地域の緊急時対応作成にあたっての主な検討事項

【前提】

○全市町の避難計画の策定、充実化

【充実化に向けた主な検討事項】

○女川町、石巻市における初動対応体制の確立

- ・女川町、石巻市における人員配置計画、住民への情報伝達体制

○P A Z 圏内及び離島部、半島部における輸送能力及びその確保

- ・必要となる輸送能力の算出
- ・算出された必要輸送能力の確保

○離島部、半島部における屋内退避の実施体制の強化

- ・屋内退避施設の整備状況、追加確保
- ・物資供給等に必要となる臨時ヘリポートの追加の検討

○U P Z 圏内における在宅の避難行動要支援者及び支援者の対応

○U P Z 圏内における安定ヨウ素剤の緊急配布体制の整理

○避難退域時検査場所候補地の選定及び検査等要員の確保

○複合災害時の緊急輸送体制の検討